

第24期第28回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年11月10日(木)午前10時から午前11時00分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、
増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計14名
- 4 欠席委員 木村隆昭、半田保之 計2名
- 5 議 案 (1) 市民農園の整備運営計画の変更について (第1～2号)
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第3号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第4～7号)
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第8～10号)
- 6 報 告 (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
(2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西貝孝之会長 皆様、おはようございます。第24期第28回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

事務局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は木村隆昭委員、半田保之委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

事務局長 本日、事務局次長は欠席させていただいております。よろしくお願いいたします。

西貝孝之会長 今回の署名人は、田中大代委員と増田義二委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。令和4年11月2日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。ついては、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在、変更内容等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。

令和4年11月2日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。ついで、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在、変更内容等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和4年9月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当するこ

とを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田 中 大 代 委 員 10月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑には、全面ブルーベリーが植わっており、すべて摘み取りを行っ
ているとのこと。境界もすべて確認しました。よろしくお願
いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願
いします。

事 務 局 議議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を
行っている旨の証明について」です。令和4年10月24日に標記の申
請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 10月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑にはミズナやコマツナ、ネギ等が植わっていました。申請者が体調を崩されているということで、一部作付けされてないところがありますが、荒れている様子はないので問題ないと思います。販売は、JA直売所と自宅近くの自動販売機とのことです。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号および第6号は同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号および第6号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括してご説明します。

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年10月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、12ページをお願いします。

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年10月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 10月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
議案第5号の畑には、サツマイモやハクサイ、ダイコン等が作付け
されていました。サツマイモは幼稚園の園児が掘り取りをするとの
ことです。境界についても確認しました。議案第6号の(1)から(3)
の畑には、キャベツやブロッコリー、ネギが作付けされていました。
(4)から(15)の畑には、コマツナやルッコラ、サツマイモが作付け
されていました。境界についても確認しました。よろしくお願ひし
ます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願
いします。

事 務 局 議議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を
行っている旨の証明について」です。令和4年10月25日に標記の申
請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 10月25日に事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑には、ハウスが2棟あり、その中ではイチジクを栽培して
いました。また、果樹はブントタンが5本、ユズが5本、野菜はダイ
コンが作付けされておりました。(2)の畑はカキ畑で、カキが約45
本植えてありました。(3)の畑もカキが栽培されておりました。(4)
から(6)の畑は、ミカンやレモンが作付けされておりました。(7)
(8)の畑に、ハウスが2棟あり、その中ではイチジクを栽培してい
ました。(9)の畑は、サツマイモが栽培されておりました。(10)(11)
の畑は、カキが栽培されておりました。東側にトイレと農具入れがあ
りますが、納税猶予の適用から外れています。境界も確認しました。
下草も綺麗に管理しておりました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願
いします。

事 務 局 議案第8号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明
について」です。令和4年10月14日に標記の申請があり、下記のと
おり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 10月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑には、果樹はレモンが9本、野菜はサトイモやオクラ、ダイコンが作付けされていきました。残りの部分は夏野菜の片付け後で、耕運されていきました。販売は庭先直売で、ダイコンは近所の保育園の園児が抜き取りをしているとのこと。証明対象者は、亡くなる約2年前まで農業をされていたということで、以前はキャベツを中心に作付けをされていたそうです。境界については、道路側は確認できました。道路側以外は土に埋まっていて確認できませんでしたが、隣接して住宅が立っており、塀で管理されているため、問題ないと思います。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への聞き取りにより確認しております。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年10月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 10月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑には、サトイモやナスが少量作付けされていました。
境界については、道路に面しているところは確認できましたが、宅地と畑の境界の確認はできませんでした。ただ、3年前の調査時には、証明対象者から詳細に説明を受けて確認しています。(2)の畑には、ヤツガシラやネギが作付けされていました。(1)の畑と同様に、宅地と畑の境界については、確認できないところがありました。こちらも3年前に証明対象者から説明を受けて確認しています。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への聞き取りにより確認しております。亡くなる直前まで畑に出ていたとのことですので、よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年10月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明す

る。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 10月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
この畑はすべてツツジやサツキ等の植木が植えられていました。
植木屋に販売しているとのこと。境界も確認しました。
証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への聞き取りにより確認しております。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和4年10月26日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規程」第4条第1項に基づき専決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長	<p>事務局から説明を受けました。</p> <p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p> <p>つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は3件です。</p> <p>【物件地番・地積、所有者等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
西 貝 孝 之 会 長	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p>
事 務 局	<p>つぎに30ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。</p> <p>令和4年10月に届出のあった農地の転用について報告するものです。</p> <p>【届出件数、面積等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1 枚目の次第をお願いします。

3 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第28回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人